

## 内部統制システム構築の基本方針

1. 「当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
  - (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「東京楽天地グループ行動憲章」を定め、当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底させる。また、「コンプライアンス・リスク管理規程」に従い、コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令遵守と企業倫理尊重の周知を行う。
  - (2) 社長直轄の内部監査室は、コンプライアンス・リスク管理委員会と連携し、楽天地グループにおけるコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締り委員会および監査等委員会に報告する。
2. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報および文書に関しては、その作成・保存・閲覧・廃棄について「文書管理規程」を定め、適切に運用する。
3. 「当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
  - (1) 当社および子会社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」他の社内諸規程に基づき、リスク管理を行う。当社各部門長および子会社社長は、定期的リスク管理の状況をコンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する。
  - (2) 内部監査室は、楽天地グループのリスク管理、業務運営の状況把握・改善のために、内部監査を実施する。また、内部監査室は、楽天地グループの内部統制システムの構築・整備・運用・その他内部統制に係る必要事項全般の業務を行う。
4. 「当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
  - (1) 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督を行う。
  - (2) 迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、事業・業務毎に担当取締役を置く。担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。
  - (3) 当社および子会社の業務執行に関する権限と責任、指揮・報告系統等詳細については、各社の「職務分掌規程」および「稟議決裁規程」に定める。
  - (4) 「取締役会規則」に定める付議基準に満たない業務執行に係る重要事項については、「当務役員会規則」に基づき、当務役員会にて決議または報告をする。
  - (5) 経営企画部は、子会社の経営状況および取締役の職務執行状況につき、定期的

に当社社長に報告するとともに、子会社の取締役に対し、適宜必要な助言・指導を行い、これにより、当社および子会社の取締役の効率的な職務執行を確保する。

**5. 「当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」**

- (1) 楽天地グループ全体で定めている「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、楽天地グループ全体のコンプライアンス体制の整備を行う。
- (2) 当社および子会社の業務の適正を確保するため、「東京楽天地グループ行動憲章」を当社および子会社に適用する。また、「グループ経営管理規程」を制定し、当社および子会社における内部統制システム、経営管理体制、リスク管理体制を構築するとともに、子会社を統括する部署として経営企画部が、予算会議、営業会議等を運営し、当社および子会社間の指示・伝達、情報共有・意思疎通が適切に行われる体制を確保する。
- (3) グループ会社間取引の公正性を保つため、内部監査室がグループ会社間取引について監査を行う。

**6. 「監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」**

- (1) 監査等委員会がその職務の補助者を求めた場合は、使用人の中から適切な者を指名し、監査等委員会の同意を得たうえで、補助の任にあたらせる。また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立し、監査等委員会の指揮監督の下、その補助職務に専従するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示命令は受けない。

**7. 「当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」**

- (1) 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、重要事項で会社に損害を与えるような事実を発見した場合、違法行為や不正行為を発見した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告し、また、監査等委員会からの求めにより、必要に応じて業務・財産等の状況について報告する。
- (2) 内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査等委員会に報告する。
- (3) 当社および子会社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしない。

**8. 「その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」**

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会監査に対する理解をさらに深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 当社は、監査等委員である取締役が費用の前払い等を請求したときは、監査等

委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 9. 「反社会的勢力排除に関する体制」

- (1) 「東京楽天地グループ行動憲章」に基づき、反社会的勢力との関係を断絶し、取締役および使用人の意識向上をはかる。また、取引開始にあたっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力との無関係性を確認する。
- (2) 反社会的勢力に対処する弁護士等の外部専門機関との関係を築き、不当要求等が発生した場合は、それらの機関との連携をとり、反社会的勢力に対応する。